

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部三重県済生会松阪総合病院
駐車場管制システム機器導入設置業務 仕様書

1. 目的

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部三重県済生会松阪総合病院（以下、「病院」という。）の立体駐車場及び第1駐車場において、利用者が安全に利用でき効率的に運用することを目的とし、駐車場管制システム導入事業者（以下、「事業者」という。）を選定することを目的とする。

2. 事業の実施場所・概要

【立体駐車場】

- ・設置場所 三重県松阪市朝日町一区13番1
- ・施設の名称 済生会松阪総合病院 立体駐車場
- ・使用開始日 令和5年12月18日（月）（予定）
- ・駐車台数 315台（予定）
- ・駐車可能時間 24時間

【第1駐車場】

- ・設置場所 三重県松阪市朝日町一区10番15 他
- ・施設の名称 済生会松阪総合病院 第1駐車場
- ・使用開始日 令和5年中の病院が指定する日
- ・駐車台数 約70台
- ・駐車可能時間 24時間

3. 立体駐車場における主な機器構成及び数量

（1）駐車料金精算システム

No	機 器 名	数 量	特記事項
1	駐車券発行機	1	
2	全自動料金精算機	1	
3	カーゲート	2	入口：折れ曲り構造、出口：ストレート
4	ループ感知器	2	
5	ループコイル	4	
6	各階満空表示灯	1	
7	満空表示灯	1	
8	天吊り式誘導表示灯	3	1F、2F、3F 各1台ずつ
9	在車センサー	29	1F：11台、2F：9台、3F：9台
10	出庫注意灯	1	
11	制御盤又は監視盤	1	

12	車両通過センサー	6	1F⇔2F：2台 2F⇔3F：2台 3F⇔RF：2台
13	車路管制システム	3	車両通過センサー 制御用 1F：1台、2F：1台、3F：1台
14	遠隔管理システム	1	駐車場システムのデータ管理
15	緊急通報装置	2	入口及び出口
16	防雨テント	1	出口側のみ

(2) 各機器の仕様

1) 駐車場管制システム機器の共通仕様

- ア. 設置機器は3.(1) 駐車料金精算システムの表に記載する仕様又は同等品以上とする。
- イ. 機器は指定場所に設置し、システムが正常に稼働するよう機器の設置、結線、接続、設定、調整を行なうこと。
- ウ. システムの稼働に必要な土木工事（コンクリート基礎、舗装）、電気工事（配管、配線、一次電源、インターネット回線）は本仕様に含まないものとする。
- エ. 導入後1年間は保証期間とし、その間の故障、修理は受注者の責任において無償で修理を行うこと。
- オ. 導入後、システム全体の利用方法や障害発生時の窓口となり、迅速に回答、問題の切り分けなどを行なう体制を構築すること。
- カ. 三重県内に製造会社もしくは提携会社の拠点があり、障害発生後、病院からの依頼または利用者からの通報により2. 事業の実施場所・概要の設置場所まで2時間以内に技術員を派遣し修理可能な体制を有していること。
- キ. 調達機器の保守メンテナンス（部品供給および修理）が、導入後5年間は確実に対応できること。保守の範囲については8. 保守内容に示す通り。

2) 駐車券発行機

- ア. 駐車場入口に設置し、車路に埋設されたループコイルが車両を検知すると利用者に対して駐車券を自動発行又は発券釦を押すことにより発券すること。
- イ. 内蔵された音声合成装置により、操作を促す案内放送を行なうこと。
- ウ. 駐車券を抜き取るとカーゲートが開き、入庫車両が通過すると車路に埋設されたループコイルが車両を検知しカーゲートが閉まること。
- エ. 駐車券を抜き取らずに車両が後退した場合は、発行した駐車券を自動で本体内に回収すること。
- オ. 駐車券には、機械番号、入場番号、入場年月日時分が印字されること。
- カ. 駐車券の容量は3,000枚×2箱以上とし、一方の駐車券がなくなった場合にもう一方に自動切換えができること。
- キ. 内部タイマーにより時間帯による発券停止の制御が行えること。
- ク. 病院職員が有する職員ICカード及び病院が発行した定期券が利用できること。ICカー

- ドは Felica・Mifare が選択でき、立体駐車場に駐車可能なカードを登録できること。また、将来対応として新病院で使用する IC カード入退室システムと連携して、定期車両の管理が出来る機能を有していること。(将来対応については入札書の金額に含まないものとする。)
- ケ. 自動発券を行う場合は、ク. に示す IC カード又は定期券で入庫した際、駐車券を自動的に駐車券発行機に回収すること。
- コ. 制御盤又は監視盤と接続し各種信号（入庫カウント、異常、満空情報など）の連動が行えること。
- サ. 機器筐体は塩害対策を施した機器とする。

3) 全自動料金精算機

- ア. 駐車場出口に設置し利用者に対し駐車料金の精算が可能なこと。車路に埋設されたループコイルが車両を検知した状態で駐車券を挿入すると駐車料金が自動計算され料金表示されること。IC カード又は定期券（磁気カード）を用いて入庫した場合は、入庫に用いた IC カード又は定期券を用いて出庫できること。
- イ. 内蔵された音声合成装置により、操作を促す案内放送を行なうこと。
- ウ. 支払は、硬貨（10 円、50 円、100 円、500 円（新硬貨含む））および紙幣（千円）が使用できること。
- エ. 新紙幣（2024 年上期発行予定）に対応していること。対応できない場合は、将来的な機器の部分改造により対応が可能なこと。（入札書は新紙幣に対応したシステムの金額を計上すること）
- オ. 将来的な機器の部分改造により電子決済機能に対応しており、クレジットカード、交通系電子マネー（Suica 等）、非接触型カード、QR コードにより精算が可能なこと。ただし、本機能は入札金額に含まないものとする。
- カ. 出庫完了までに該当釦を押すことにより領収証が発行できること。
- キ. 領収証フォーマットは令和 5 年に施行予定のインボイス制度に対応していること。
- ク. 精算を完了するとカーゲートが開き、出庫車両が通過すると車路に埋設されたループコイルが車両を検知しカーゲートが閉まること。また、出庫注意灯と連動すること。
- ケ. 精算記録及び売上集計記録、駐車場収入及び出庫台数が確認でき、電子ジャーナル又は管理サーバーにより記録できること。
- コ. 金庫の収納容量は硬貨 2,000 枚以上（すべて 100 円の場合）、紙幣 400 枚以上（官封券換算）とすること。
- サ. 硬貨の釣銭機構は半自動補給循環方式とする。コインメックの容量は 10 円、50 円、100 円、500 円それぞれ 50 枚以上とし、これに加え予蓄容量として 10 円又は 100 円が 300 枚以上の二者択一とする。
- シ. 遠隔システムと接続し各種信号（出庫カウント、異常、満空情報など）の連動が行えること。
- ス. 機器筐体は塩害対策を施した機器とする。

4) カーゲート

- ア. 駐車場の出入口に車路を遮断するように設置し通行の規制を行なうこと。

- イ. 外部からの信号、またはループコイルによる車両検知でゲートバーが開閉制御できること。
 - ウ. 内部のスイッチ操作によりゲートバーを開閉できること。
 - エ. 停電時は手動開閉ノブの操作によりゲートバーを開閉できること。
 - オ. ゲートバー下降時の安全機構用の超音波センサーにより、直下検知時は反転開動作を行なうこと。
 - カ. ゲートバー破損時は係員により容易に交換できること。
 - キ. ゲートバーは折れ曲がり構造とすること。
 - ク. ゲートバーに「入口」「出口」などを明記した注意垂れ幕を取り付けること。
 - ケ. 予備用のゲートバー2本を納品すること。
 - コ. 機器筐体は塩害対策を施した機器とする。
- 5) ループ感知器
- ア. ループコイルと連動し車両の通過を検知し、駐車券発行機および全自動料金精算機に検知信号を出力すること。
- 6) ループコイル
- ア. 地中に埋設し、ループ感知器と接続し金属物である車両のインダクタンスの変化を検知できること。
- 7) 各階満空表示灯
- ア. 駐車券発行機付近に、入庫する車の運転手から見やすい位置に各階別の満空車表示灯を設置すること。
- 8) 満空表示灯
- ア. 道路に面する駐車場入口付近に駐車場全体の合計駐車台数に応じ、駐車券発行機からの満空車信号を受信し、LED表示機に満および空の表示を行なうこと。
- 9) 天吊り式誘導表示灯
- ア. エレベーターホール付近車室の空き状況が把握できるよう1F、2F、3Fにそれぞれ1台ずつの計3台設置することとする。
- 10) 在車センサー
- ア. エレベーターホール付近車室の空き状況が把握できるよう各車室上部に在車センサーを1Fに11台、2Fに9台、3Fに9台の計29台設置し、天吊り式の表示灯へ信号を送ること。
- 11) 出庫注意灯
- ア. 駐車場出口付近に設置し、出場車両の走行を歩行者へ注意喚起する目的で黄色の回転灯及び注意ブザーが鳴動すること。
- 12) 制御盤又は監視盤
- ア. 立体駐車場システムの各階台数及び残空車台数を表示でき、台数の修正も可能なこと。
 - イ. 立体駐車場システムの異常を表示し管理ができること。内容は以下の内容とする。
 - i. 駐車券切れ表示
 - ii. 発行機異常表示

- iii. 釣銭切れ表示
 - iv. レシート・ジャーナル用紙切れ表示
 - v. 精算機異常表示
 - vi. ドア警報表示
- ウ. イに示す機能が制御盤又は監視盤にない場合は、15) 遠隔管理システムで管理が出来ること。
- エ. 新病院完成後(2026年12月開院予定)、遠隔通信で病院内から12) ア及びイの運用管理が出来る通信機能を持たせること。
- 13) 車両通過センサー
- ア. 各階へ移動した車両をカウントし各階満空表示灯へ信号を送る機能を有すること。
- 14) 車路管制盤
- ア. 車両通過センサーの電源供給と入出力信号に対応し、動作制御が行えること。
- 15) 遠隔管理システム
- ア. 駐車場システム全体のデータ管理、動作制御が行えること。
- イ. 病院内との間で、駐車場情報の遠隔出力(台数カウント、満空情報、異常情報など)、制御信号の遠隔入力(強制満車、遠隔ゲート開放など)ができる機能を有すること。また、新病院完成後(2026年12月開院予定)には容易に移設が出来ること。
- 16) 緊急通報装置
- ア. 駐車場利用者からの問い合わせなどに相互会話するため、指定された公衆回線電話に発信が可能な通報装置を設けること。
- イ. 受話器は入口・出口にそれぞれ1台ずつ設置すること。
- 17) 車路管制システム
- 別紙参考図面に記載の車路管制システムを設置すること。各階の台数管理、満空表示、スロープ通行の警報システムを導入し、利用者が安全に利用できる立体駐車場とすること。
- ア. 車両通行センサー
- 各階スロープに設置し、通過車両を検出すること。検出した信号は制御盤又は監視盤と通信し各階台数カウント制御が出来ること。
- イ. 誘導表示灯
- 各階北側駐車スペースは袋小路となるため満空表示が出来る誘導表示灯を設置し、事前に駐車スペースの有無が確認できること。
- ウ. 在車センサー
- 北側駐車スペースに駐車した車両を検知すること。検知した信号は制御盤又は監視盤と通信し、各階北側の駐車スペースの台数カウント制御、満空表示管理が出来ること。
- エ. 回転警報灯
- 駐車場内の車両合流部に設置し、対向・交差路の走行車両に対して走行車両の接近を知らせること。警報表示はLED回転灯動作(黄色)及びブザーにて警告すること。
- 18) 防雨テント
- ア. 出口精算機は屋外設置のため雨風を防ぐ防雨テントを設置するものとする。

- イ. 係員が雨天時に操作を行う際、雨が機会に直接当たらないよう設置すること。
- ウ. 夜間の機械操作が分かりやすいよう、照明器具を設置すること。

4. 第1駐車場における主な機器構成及び数量

(1) 駐車料金精算システム

No	機 器 名	数 量	特記事項
1	駐車券発行機	1	
2	全自動料金精算機	1	
3	カーゲート	2	
4	ループ感知器	2	
5	ループコイル	4	
6	満空表示灯	1	
7	出庫注意灯	1	
8	遠隔管理システム	1	
9	緊急通報装置	2	入口・出口

(2) 各機器の仕様

1) 駐車場管制システム機器の共通仕様

- ア. 設置機器は4.(1) 駐車料金精算システムの表に記載する仕様又は同等品以上とする。
- イ. 機器は指定場所に設置し、システムが正常に稼働するよう機器の設置、結線、接続、設定、調整を行なうこと。
- ウ. 既存システムの入替えを原則とする。ただし、新システムの稼働に土木工事（コンクリート基礎、舗装）、電気工事（配管、配線、一次電源、インターネット回線）等が必要な場合は入札書にその金額を含めて記載すること。
- エ. 導入後1年間は保証期間とし、その間の故障、修理は受注者の責任において無償で修理を行うこと。
- オ. 導入後、システム全体の利用方法や障害発生時の窓口となり、迅速に回答、問題の切り分けなどを行なう体制を構築すること。
- カ. 三重県内に製造会社もしくは提携会社の拠点があり、障害発生後、病院からの依頼または利用者からの通報により2. 事業の実施場所・概要の設置場所まで2時間以内に技術員を派遣し修理可能な体制を有していること。
- キ. 調達機器の保守メンテナンス（部品供給および修理）が、導入後5年間は確実に対応できること。保守の範囲については8. 保守内容に示す通り。

2) 駐車券発行機

- ア. 駐車場入口に設置し、車路に埋設されたループコイルが車両を検知すると利用者に対して駐車券を自動発行又は発券釦を押すことにより発券すること。
- イ. 内蔵された音声合成装置により、操作を促す案内放送を行なうこと。
- ウ. 駐車券を抜き取るとカーゲートが開き、入庫車両が通過すると車路に埋設されたループ

- コイルが車両を検知しカーゲートが閉まること。
- エ. 駐車券を抜き取らずに車両が後退した場合は、発行した駐車券を自動で本体内に回収すること。
- オ. 駐車券には、機械番号、入場番号、入場年月日時分が印字されること。
- カ. 駐車券の容量は 3,000 枚×2 箱以上とし、一方の駐車券がなくなった場合にもう一方に自動切換えができること。
- キ. 内部タイマーにより時間帯による発券停止の制御が行えること。
- ク. 将来的な機器の容易な部分改造により FeliCa 及び Mifare 等の IC カードが利用できること。なお、本機能は入札金額に含まないものとする。
- ケ. 自動発券を行う場合は、FeliCa 又は Mifare で入庫した際、駐車券を自動的に駐車券発行機に回収すること。
- コ. 機器筐体は塩害対策を施した機器とする。

3) 全自動料金精算機

- ア. 駐車場出口に設置し利用者に対し駐車料金の精算が可能なこと。車路に埋設されたループコイルが車両を検知した状態で駐車券を挿入すると駐車料金が自動計算され料金表示されること。将来的な対応で IC カードを用いて入庫した場合は、IC カードを翳すことで出庫できること。(IC カード出庫管理の将来対応は入札金額に含まないものとする。)
- イ. 内蔵された音声合成装置により、操作を促す案内放送を行なうこと。
- ウ. 支払は、硬貨 (10 円、50 円、100 円、500 円 (新硬貨含む)) および紙幣 (千円) が使用できること。
- エ. 新紙幣 (2024 年上期発行予定) に対応していること。対応できない場合は、将来的な機器の部分改造により対応が可能なこと。(入札書は新紙幣に対応したシステムの金額を計上すること)
- オ. 将来的な機器の容易な部分改造により電子決済機能に対応しており、クレジットカード、交通系電子マネー (Suica 等)、非接触型カード、QR コードにより精算が可能なこと。なお、本機能は入札金額に含まないものとする。
- カ. 出庫完了までに該当釦を押すことにより領収証が発行できること。
- キ. 領収証フォーマットは令和 5 年に施行予定のインボイス制度に対応していること。
- ク. 精算を完了するとカーゲートが開き、出庫車両が通過すると車路に埋設されたループコイルが車両を検知しカーゲートが閉まること。また、出庫注意灯と連動すること。
- ケ. 精算記録及び売上集計記録ができ、駐車場収入及び出庫台数が確認でき、ジャーナルプリンターにより記録できること。
- コ. 金庫の収納容量は硬貨 2,000 枚以上 (すべて 100 円の場合)、紙幣 400 枚以上 (官封券換算) とすること。
- サ. 硬貨の釣銭機構は半自動補給循環方式とする。コインメックの容量は 10 円、50 円、100 円、500 円それぞれ 50 枚以上とし、これに加え予畜容量として 10 円又は 100 円が 300 枚以上の二者択一とする。
- シ. 遠隔管理システムと接続し各種信号 (台数管理、異常、満空情報など) の連動が行えるこ

と。

ス. 機器筐体は塩害対策を施した機器とする。

4) カーゲート

ア. 駐車場の出入口に車路を遮断するように設置し通行の規制を行なうこと。

イ. 外部からの信号、またはループコイルによる車両検知でゲートバーが開閉制御できると。

ウ. 内部のスイッチ操作によりゲートバーを開閉できること。

エ. 停電時は手動開閉ノブの操作によりゲートバーを開閉できること。

オ. ゲートバー下降時の安全機構用の超音波センサーにより、直下検知時は反転開動作を行なうこと。

カ. ゲートバー破損時は、係員により容易に交換できること。

キ. ゲートバーに「入口」「出口」などを明記した注意垂れ幕を取り付けること。

ク. 予備用のゲートバー2本を納品すること。

ケ. 機器筐体は塩害対策を施した機器とする。

5) ループ感知器

ループコイルと連動し車両の通過を検知し、駐車券発行機および全自動料金精算機に検知信号を出力すること。

6) ループコイル

地中に埋設し、ループ感知器と接続し金属物である車両のインダクタンスの変化を検知できること。

7) 満空表示灯

道路に面する駐車場入口付近に駐車場全体の合計駐車台数に応じ、駐車券発行機からの満空車信号を受信し、LED表示機に満および空の表示を行なうこと。

8) 出庫注意灯

駐車場出口付近に既設は撤去し新設すること、出場車両の走行を歩行者へ注意喚起する目的で黄色の回転灯及び注意ブザーが鳴動すること。

9) 遠隔管理システム

ア. 駐車場システム全体のデータ管理、動作制御が行えること。

イ. 病院内との間で、駐車場情報の遠隔出力（台数カウント、満空情報、異常情報など）、制御信号の遠隔入力（強制満車、遠隔ゲート開放など）ができる機能を有すること。また、新病院完成後（2026年12月開院予定）には容易に移設が出来ること。

10) 緊急通報装置

ア. 駐車場利用者からの問い合わせなどに相互会話するため、指定された公衆回線電話番号に発信が可能な通報装置を設けること。

イ. 受話器は入口・出口にそれぞれ1台ずつ設置すること

5. 駐車券認証機

1) 駐車券認証機を4台分、見積もりに含むこと。

- 2) 立体駐車場及び第1駐車場に設置する全自動料金精算機において共通で使用できること。
- 3) 駐車券認証は時間や来院区分によって5つ以上の処理区分が設定できること。

6. 機器のデザイン・色など

提案の各種駐車場管制システム（満空表示灯含む）は病院が指定する色やデザインに変更が可能なこと。

7. 保守内容

- 1) 定期保守は技術員を3ヶ月に1回以上派遣し、機器の機能維持を図るため清掃、点検、調整を実施し異常の有無を確認すること。
- 2) 機器の稼働において障害及び故障頻度が高い消耗部品及びユニットについては最寄りの保守拠点に常備すること。
- 3) 各機器を構成する部品はメーカーが規定する交換周期に達した場合や故障時、故障の兆候が発見された場合は早急に交換できる体制を構築し、部品料金は保守内容に含むこと。
- 4) 保守対応時間は土日祝日を除く平日の午前8時30分から18時とする。
- 5) 上記保守内容を含めた導入後5年間（初年度の保証期間含む）の保守費用を機器費用と合計した金額を入札書に記載すること。

8. その他

入札書の金額には21,000枚を超える駐車券の金額も含めること。